

Q 同居する家族がいても、訪問介護を利用できますか？

訪問介護における身体介護は、世帯や介護状況にかかわらず利用できますが、掃除や洗濯、食事の準備などの生活援助は、同居する家族がいる場合、原則利用することができません。

ただし、以下のような場合はサービスを利用できることがあります。

- 利用者の家族等が障害や疾病等があり、家事を行うことが困難な場合
- 利用者の家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合
- 家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合
- 家族が高齢で筋力が低下しており、行うのが困難な家事がある場合

Q 訪問介護を利用できない場合はどうすればいいですか？

天草市には、介護保険のサービス以外にも、日常のちょっとした困りごとを地域の中で支え合う仕組みがあります。

以下(例)のようなボランティアなどをお願いしたいことがある場合は、地域包括支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。

ほっと安心サポート事業

● **サポート例：** 買い物代行、ごみ出し、庭の手入れ・草むしり、電球交換等の簡単な作業、入院中の方への支援、通院介助など

● **対象者：** ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、日中ひとりになる高齢者など

※お手伝いしてもらったお礼に、お願いした人からサポートした人に「地域通貨券(200円/枚)」を渡します。

20分の支援で地域通貨券1枚相当、1回の支援は原則1時間まで。

介護支援ボランティア

● **サポート例：** ごみ出し・資源物の分別、書類の代筆や代読、話し相手など

● **対象者：** 支援が必要と認められる高齢者(ケアプランへの記載が必要)など

※お手伝いをお願いした人の料金などの負担はありません。

サポートした人には商品券と交換できるスタンプが付与されます。

訪問型 自立支援サービスって どんなサービス？



利用者ができる限り自立した日常生活を送ることができるよう、

訪問介護員（自立支援員）がご自宅を訪問し、

利用者の「できないこと」を

「自分でできるようになる」

ためのサポートを行います。

自分で料理して
食事したい。

楽な体勢で
掃除する方法を
知りたい。





『自立支援』

「できるようになりたいこと」を「できる」に変えるためのサポートを受けながら「今できること」をこれからも続けることで、自立した生活を目指しましょう！

「自立支援」とは、
その人（利用者本人）が
自分の能力をできる限り生かして
生活の中で「したいこと」ができるよう
必要な支援を行うことです。

身体介護の例

支援内容は、訪問介護事業所で作成される
「訪問介護計画」において決められます。
※利用者の状態に応じて、支援内容の見直しを行います。

基本的な生活にかかわる以下の行為について、
利用者一人では難しい動作を、訪問介護員が
利用者と一緒にいき、見守ったりサポートしたりします。



利用者が「自分でできる動作」は、
利用者自身で行うことが大前提です。

✓ 食事の介助



✓ 入浴の介助



✓ 排せつの介助



✓ 着替えの介助



✓ 身体の整容・洗顔



✓ 服薬の介助



✓ 外出介助

（日常生活に必要な範囲以外の
外出介助はできません）
介助が可能な例・・・
・日用品の買い物
・選挙の投票
・官公署への届け出
・通院 など

ただし

以下の内容は
訪問介護員にお願いすることができません。

✗ 利用者が自分で できること

「できないこと」を
サポートするのが
訪問介護員の役割です。

✗ 薬の仕分け

薬の管理・仕分けは
医療行為にあたります。

✗ 病院内の介助

院内介助は「医療保険」
の対象です。

医療行為にあたることは、訪問介護で行うことができません。

生活援助の例

支援内容は、訪問介護事業所で作成される
「訪問介護計画」において決められます。
※利用者の状態に応じて、支援内容の見直しを行います。

生活を送る上で必要となる 以下の家事などについて、
利用者一人では難しい作業を、訪問介護員が
利用者と一緒にいき、見守ったりサポートしたりします。



利用者が「自分でできる作業」は、
利用者自身で行うことが大前提です。

✓ 掃除

（本人の生活に
不可欠な範囲のみ）



✓ 本人の洗濯



✓ 食事の準備



✓ 買い物

（日常生活に必要な物以外の
買い物支援はできません）



ただし

以下の内容（利用者以外への支援や、日常生活に必要な範囲を超える支援など）は
訪問介護員にお願いすることができません。

✗ 利用者が自分でできること
「できないこと」をサポートするのが
訪問介護員の役割です。

✗ 利用者以外への支援

利用者以外（家族等）を対象とした行為（※）は、
訪問介護の対象外です。

※利用者以外のものに関する 洗濯・調理・買い物・
利用者が主に利用する居室以外の掃除 など

✗ 単なる話し相手のみ

✗ 必要以上の 掃除等

草むしり・窓磨き・
家屋等の修繕・大掃除
などはできません。



✗ 預貯金の 引き出し



✗ 神棚や仏壇 のお供え



✗ 花や木の 水やり・剪定、 ペットの世話



✗ 行事のために 特別な手間を かけて行う調理



本人が不在のときもサービスを利用することはできません。